

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

租税特別措置法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県事務処理の特例に関する条例

(2) 奈良県手数料条例

2 施行期日

平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成二十五年十二月三十一日まで五年延長することとした。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成二十六年度まで延長することとした。

2 不動産取得税関係

(1) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外することとした。

(2) 平成二十一年六月四日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から千三百万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(3) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで三年延長することとした。

(4) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで二年延長することとした。

(5) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで二年延長することとした。

(6) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った事業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象に一定の要件を満たす資産譲渡により取得する不動産を追加したうえ、その適用期限を平成二十三年三月三十一日まで二年延長することとした。

(7) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで三年延長することとした。

3 自動車取得税関係

(1) 自動車取得税を目的税から普通税とすることとした。

(2) 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

イ 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル自動車のうち、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に

定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの

- (3) 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

- イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの

- (4) 電気自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうへ、その適用期限を三年延長することとした。

- (5) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうへ、その適用期限を三年延長することとした。

- (6) プラグインハイブリッド自動車であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得について、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、税率から百分の二・四を軽減する特例措置を講ずることとした。

- (7) ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上のものに限定するとともに、税率から軽減する率を百分の一・六（現行百分の一・八）としたうへ、その適用期限を三年延長することとした。

- (8) ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、

対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうえ、その適用期限を三年延長することとした。

(9) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車及び三・五トン以下の一定のディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。

(10) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。

(11) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。

4 軽油引取税関係

(1) 軽油引取税を目的税から普通税とすることとした。

(2) 平成二十四年三月三十一日までに行われる一定の軽油の引取りについて軽油引取税の課税免除の措置が講じられたことに伴い、軽油引取税に係る免税の手續等について所要の規定の整備を行うこととした。

5 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正

1 平成二十一年度課税分の個人の県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に三千三百円（本則三千円）を乗じて得た金額とすることとした。

2 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例

(1) 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を一・二％軽減税率とすることとした。

(2) 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の三％軽減税率の特例を一年延長することとした。

(3) 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の三％軽減税率の特例を一年延長することとした。

第三 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正

第1の2の(3)の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

第四 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

第1の2の(3)の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

第五 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正

第1の2の(3)の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

第六 施行期日等

1 平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、第1の2の(2)については、同年六月四日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

3 関係条例について所要の規定の整備を行うこととした。